

# 長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱

平成16年8月13日  
告示第365号

改正	平成18年	5月	2日告示第355号
	平成19年	4月	19日告示第304号
	平成20年	3月	28日告示第244号
	平成21年	3月	31日告示第217号
	平成22年	3月	31日告示第212号
	平成23年	4月	1日告示第261号
	平成24年	7月	9日告示第501号
	平成25年	3月	29日告示第229号
	平成26年	4月	11日告示第261号
	平成28年	1月	14日告示第12号
	平成28年	3月	11日告示第139号
	平成28年	5月	9日告示第350号
	令和元年	8月	14日告示第507号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に係る費用の一部（以下「助成金」という。）を助成する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦
- (2) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に判断され、第4条に規定する指定医療機関において特定不妊治療を受けた夫婦
- (3) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの間の申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である夫婦
- (4) 特定不妊治療を終了した日に、夫婦の一方又は双方が本市の区域内に住所を有している夫婦
- (5) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦

2 前項第3号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。

(対象となる治療等)

第3条 助成金は、次条に規定する医療機関において、保険外診療により次に掲げる特定不妊治療（医師の判断に基づきやむを得ず治療を中断した場合を含む。）が行われた場合に、その支給の対象とする。

(1) 新鮮胚移植を実施した場合

(2) 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施した場合（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を実施した場合）

(3) 以前に凍結した胚による胚移植を実施した場合

(4) 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了した場合

(5) 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止した場合

(6) 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合

2 前項の規定にかかわらず、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療及び次に掲げる治療は、助成金の支給の対象としない。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療

(2) 代理母出産（次に掲げるものをいう。）

ア 妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により当該妻の卵子が使用できず、かつ、当該妻が妊娠できない場合において、夫の精子を当該妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して当該第三者が妊娠・出産するもの

イ 夫婦の精子及び卵子は使用できるものの、子宮を摘出したこと等により妻が妊娠できない場合において、当該精子及び卵子を体外受精して得た胚を、当該妻以外の第三者の子宮に注入して当該第三者が妊娠・出産するもの

3 第1項に規定するもののほか、次に掲げる場合は、助成金の支給の対象とする。

(1) 特定不妊治療（凍結胚移植の場合を除く。）を行う際に、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合

(2) 特定不妊治療の一環として、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合

(医療機関の指定等)

第4条 市長は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による医療機関の指定に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。

(2) 次に掲げる日本産科婦人科学会の会告等に定める要件を満たしている医療機関

であること。

ア 体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月）

イ 顕微授精に関する見解（平成18年4月）

ウ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成22年4月）

エ 「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）

オ 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成27年4月）

カ 出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）

(3) 治療により妊娠が確認された後においても、出産等の母体・胎児管理を行う医師等への情報提供ができる医療機関であること。

- 3 都道府県の知事又は指定都市若しくは本市以外の中核市の市長が、前条に規定する特定不妊治療を実施するのに適当であると認めた医療機関については、市長が指定した医療機関とみなす。

(指定医療機関の申請等)

第5条 前条第1項の規定により市長の指定を受けようとする医療機関は、長崎市特定不妊治療費助成事業指定医療機関申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上指定の可否を決定し、医療機関に通知するものとする。
- 3 市長は医療機関に対し、この事業の実施に必要な調査を行い、報告を求めることができる。
- 4 市長は、医療機関が指定を辞退しようとするとき又は前条第2項各号に掲げる事項を満たさなくなったときは、指定を取り消すことができる。

(助成の額及び期間)

第6条 市長は、夫婦が特定不妊治療のために要した費用に対して、1回の治療（採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程を指し、また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。以下同じ。）につき15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないものに限る。）及び採卵したが卵が得られない等の理由により中止した場合には、7万5千円）まで助成する。この場合において通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回、40歳以上であるときは通算3回を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しないものとする。
- 3 男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成する（ただし、凍結胚移植の場合を除く。）。
- 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、初回の治療について助成を受けようとする対象者にあつては、初回の治療に限り30万円まで助成する。ただし、第1

項の凍結胚移植及び採卵したが卵が得られない等の理由により中止した場合の助成については、この限りでない。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特定不妊治療の終了した日の属する年度内に、長崎市特定不妊治療費助成事業申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、当該年度内に提出することができない相当の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第3号様式）

(2) 指定医療機関が発行する領収書

(3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることが証明できる次に掲げるいずれかの書類

ア 住民票（夫婦の氏名及び続柄の記載があるもの）

イ 夫婦が別世帯の場合は、夫及び妻の住民票及び戸籍謄本

ウ ア及びイに掲げるもののほか、婚姻関係を市長が確認できる証明書

(4) 夫及び妻の所得額を証明する書類

2 前項の書類については、既に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

(助成の決定)

第8条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を支給するか否かの決定をし、特定不妊治療費助成金支給決定通知書（第4号様式）又は、特定不妊治療費助成金支給不承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により助成の決定をした申請者に対し、当該申請者が指定した口座への振込みの方法により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成した全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成16年8月13日長崎市告示第365号）

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日以降に開始した助成対象治療について適用する。

附 則（平成18年5月2日長崎市告示355号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年度の予算に係る助成から適用する。

附 則（平成19年4月19日長崎市告示第304号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年度の予算に係る助成から適用する。

附 則（平成20年3月28日長崎市告示第244号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年3月31日長崎市告示第217号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度の予算に係る助成から適用する。

附 則（平成21年8月5日長崎市告示第474号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日（以下「告示日」という。）から施行し、平成21年度の予算に係る助成から適用する。  
（経過措置）
- 2 平成21年4月1日から告示日前までに、改正前の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定による助成金の支給の決定（以下「当初決定」という。）を受けた者（既に助成金の支給を受けている者を含む。）であって、特定不妊治療のために要した費用が1回の治療につき10万円を超えるものにあつては、この要綱の施行の日から60日を経過する日までに、長崎市特定不妊治療費助成金差額請求書（附則様式）により、当該1回の治療に要した費用に相当する額（その額が15万円を超える場合は、15万円。以下「治療費相当額」という。）から10万円を減じた額の助成金の交付を市長に請求することができる。この場合において、当該請求をする者については、当初決定において治療費相当額の助成金の交付の決定があつたものとみなし、改正前要綱の規定により交付を受けた助成金については、改正後の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定による助成金の内払とみなす。

附 則（平成22年3月31日長崎市告示第212号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日長崎市告示第261号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度の予算に係る助成から適用する。

附 則（平成24年7月9日長崎市告示第501号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱（次項において「改正前の要綱」という。）に定める第2号様式によりなされている申請は、改正後の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める第2号様式によりなされた申請とみなす。
- 3 改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日長崎市告示第229号）

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る助成から適用する。

附 則（平成26年4月11日長崎市告示第261号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る助成から適用する。  
（経過措置）
- 2 改正前の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年1月14日長崎市告示第12号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月11日長崎市告示第139号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度の予算に係る助成から適用する。  
（経過措置）
- 2 改正後の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱第3条第3項及び第6条第3項の規定の適用については、第3条第3項第1号にあっては平成27年4月1日以後に男性不妊治療を行った者で特定不妊治療が平成28年1月20日以後に終了したもの、第3条第3項第2号及び第6条第3項にあっては平成28年1月2

0日以後に治療が終了した者に限る。

- 3 改正前の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年5月9日長崎市告示第350号）

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に行われる申請に係る助成から適用する。

附 則（令和元年8月14日長崎市告示第507号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
（助成金に係る経過措置）
- 2 改正後の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱第6条第4項の規定は、平成31年4月1日以後に開始した治療に係る助成金から適用する。  
（様式に係る経過措置）
- 3 改正前の長崎市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。